

米軍HH-60ヘリコプター通風孔落下事故に対する意見書

平成26年4月30日14時半頃、沖縄防衛局から、「4月24日、HH-60救難ヘリコプターがうるま市具志川上空を夜間飛行している際、海拔約800フィート（約240メートル）上空で、スクープと呼ばれる透明プラスチック製の通風孔（重さ13グラム）が窓から落下した。具体的な時間、場所等に関する情報は現時点では入手できていない」との連絡がうるま市にあった。

その後、落下した通風孔は、円形で直径10cm、幅3cm、重さ36グラム、落下時間は午後7時頃、場所はうるま市海岸線から陸側に約1.85キロメートル地点との報告があったが、具体的な落下地点についての報告はない。

新聞報道によると5月9日の衆議院内閣委員会で政府は「翌日」には事故を把握していたことがわかった。

在日米軍に関わる事件・事故については、平成9年3月31日の日米合同委員会で「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」が合意されているが、今回本市への通報は事故発生から「6日後」で余りにも遅く、事故機は部品落下後も訓練を継続しており、事故原因の究明や再発防止策が講じられないまま居住地域を飛び続けることは、地域住民の安全を無視した行為であり、日本政府の対応や米軍当局の安全管理に対する認識や通報の在り方に強い憤りを感じるものである。

米軍機による墜落事故、部品落下など事故やトラブルが多発する中、うるま市は嘉手納飛行場や普天間飛行場の米軍機の飛行ルートとなっており、市民の不安と恐怖は極限に達している。

よって、本市議会は市民の身体・生命、財産を守り、安心・安全な生活環境を確保する立場から、今回の事故に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 米軍機による事故があった場合、関係機関に迅速に通報するとともに、原因究明、再発防止策が講じられるまで同型機の飛行を全面停止すること。
- 2 全ての米軍機の整備点検、安全管理の徹底、乗組員への安全教育を実施するとともに、再発防止策を公表すること。
- 3 日米合同委員会において合意された「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」を遵守し、迅速化を図ること。
- 4 米軍にかかる事故等の情報が速やかに公表されるよう、日米地位協定を抜本的に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年5月19日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長